

毎週火、金曜日發行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立山陰酪農講習所規程
薬事法施行細則の一部改正
- ◇告示 換地計画の認可
身体障害者福祉法による医師の指定
公有水面埋立の免許
建設業者の登録
自衛官第一次募集の試験期日等
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際の收支に關する報告書要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県立山陰酪農講習所講習生の募集
爭議行為の通知公表

規則

鳥取県立山陰酪農講習所規程をここに公布する。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十五号

鳥取県立山陰酪農講習所規程

(目的)

第一条 鳥取県立山陰酪農講習所（以下「講習所」といふ。）は、酪農に關する講習を行つて中堅酪農家を養成し、酪農の健全な發展を図り、農業經營の安定を期することを目的とする。

(職員)

- 第二条 講習所に所長その他必要な職員をおく。
- 2 所長は、知事の指揮監督を受けて所務を掌理する。
- 3 所長に事故があるときは、上席の者がその職務を代理する。

(講習の期間)

第三条 講習の期間は一箇年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(講習生)

第四条 講習生は、新制高等学校において農業に関する学科を修めて卒業した者（講習を受けようとする年の三月三十一日までに卒業する見込のある者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者及び新制中学卒業後一年以上種畜場農業試験場等の講習課程を経た者であつて、身体強健志操堅実で酪農経営に熱意を持つと認められる者の中から所長が選考する。（講習の課目及び時間数）

第五条 講習の課目及び時間数は、次のとおりとする。

課目	時間	実習	摘要
畜産汎論	五〇	一	
酪農経営	三〇	一	
乳牛	五〇	五〇	
乳牛飼養	一〇〇	四〇〇	
乳牛の飼料	一〇〇	四五〇	
牛乳及び乳製品	三〇	五〇	

家畜生理衛生	五〇	一	(人工授精を含む)
改良蕃殖	七〇	一五〇	
獣医学大意	三〇	五〇	
畜力利用	一〇	二〇	
畜産法規	一〇	一	
農業経営	二〇	一	
土壌肥料	三〇	一〇	
普通作物	一〇	五〇	
農機具	一〇	一〇	
その他	五〇	六〇	
合計	六五〇	一、三〇〇	

(休日)
 第六条 休日は次のとおりとする。
 一 日曜日
 二 国民の祝日
 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 所長が必要と認める場合は、休日においても臨時に学科及び実習を課することができる。

(受講料)

第七条 受講料は無料とする。但し、教材又は実習等に要する実費の徴収を妨げない。

(ほう賞)

第八条 所長は、成績が優秀であつて他の講習生の模範となる者に対しほう賞をすることが出来る。

(入所手続)

第九条 入所希望者は、毎年募集期限内に入所願（別記様式第一号）に次の書類を添えて提出するものとする。

- 一 戸籍抄本
 - 二 履歴書
 - 三 最終卒業学校長又は市町村長の推薦書
 - 四 卒業証明書（卒業見込証明書）
 - 五 最終学年成績証明書
 - 六 身体検査書
- (入所選考)

第十条 入所選考は、毎年三月に行う。但し、知事が必要と認めた場合は臨時に行うことができる。
 2 入所選考の期日、場所その他募集に関し必要な事項は、選考実施の日の二箇月前までに公示するものとする。

(入所者)

第十一条 選考の結果入所を許可された者は、入所と同時に身元の確実な保証人を定め誓約書（別記様式第二号）を提出しなければならない。

2 保証人が死亡した場合前項の例により直ちに別の保証人を定め誓約書を提出しなければならない。

(寄宿舎)

第十二条 講習生は、寄宿舎に入舎しなければならない。但し、やむを得ない理由により所長の許可を得た者はこの限りでない。

(休所及び退所)

第十三条 疾病その他やむを得ない理由により休所又は退所しようとする者は、願書（別記様式第三号）を提

出して所長の許可を受けなければならない。
(退所命令)

第十四条 所長は、学業及び技術の劣等、素行不良又は疾病その他の理由により卒業の見込がないと認められる者、若しくはこの規則に違反した者に対して退所を命ずることができる。

(舍費及び食費)

第十五条 舍費及び食費は所長が定めるところにより講習生が負担するものとする。但し、県において必要と認められた場合は、その一部又は全部を負担することができる。

(手当)

第十六条 講習生に予算の範囲内で手当を支給することができる。

(卒業証書)

第十七条 所定の課程を修了した者には、卒業証書(別記様式第四号)を授与する。

(短期講習)

第十八条 講習所は、技術者又は一般農家の技術傳習のため別に短期講習を行うことができる。

2 短期講習の期日、期間、人員その他必要事項については、その都度所長が定めるものとする。

(その他)

第十九条 この規則に定めるものの外講習所の運営に關し必要な事項は、所長が知事の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和三十一年五月一日から施行する。

2 昭和三十一年度に限り、第三条の適用については「毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日」とあるのは「昭和三十一年五月十五日に始まり昭和三十一年三月三十一日」と、第十条の適用については「毎年三月」及び「二箇月前まで」とあるのはそれぞれ「五月」及び「十日前まで」と読み替えるものとする。

別記

(様式第一号)

入 所 願

このたび貴所講習生として入所したいので関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

住 所

氏 名(ふりがなをつけること) ㊦

鳥取県立山陰酪農講習所長殿

(様式第二号)

誓 約 書

このたび入所を許可せられたについては規程等を堅く守り専心勉強することを誓ひます。

拾得収入
印 紙 ㊦

本 籍

現住所

本人 氏 名 ㊦
生 年 月 日

右このたび入所を許可せられたるについては規程等堅く守らせ、なお本人在所中の一切の事件は我々が引受けます。

年 月 日

本 籍

現住所

本人との関係

右保証人 氏 名 ㊦

本 籍

現住所

本人との関係

右保証人 氏 名 ㊦

鳥取県立山陰酪農講習所長殿

(様式第三号)

休(退)所 願

一身上の都合により休(退)所致したいので許可されるようお願ひします。

年 月 日 講習生 氏 名 ㊦
鳥取県立山陰酪農講習所長殿

(様式第四号)

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

本所所定の課程を修了したことを証する。

年 月 日

鳥取県立山陰酪農講習所長 氏 名 ㊦

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十六号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和二十四年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 薬事法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十七号以下「規則」という。)及びこの規則によつて、知事に提出する申請書又は届書は、正副二通を作成して、管轄する保健所長を経由しなければならない。

第二条及び第三条を削り第四条中「規則第十八条の規定による医薬品販売業の登録」を「規則第十八条、第二十一条又は同五十八条第三項の規定により医薬品販売業の登録、登録更新又は登録品目の変更」に「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改め同条を第二条とする。
第五条を削り第六条を次のように改め同条を第三条とする。

第六条 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号以下「法」という。)第二十九条第二項に規定する配置販売に従事する者の身分を示す証票の交付を受けようとするときは、配置販売業者が別記第二号様式による申

告 示

鳥取県告示第六十二号

鳥取市晩稲土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定により、昭和三十一年四月十八日認可した。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定にもとずき身体障害者が診断をうける医師を昭和三十一年四月一日次のように指定した。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定診療科名 氏 名 住 所

整形外科 上村 治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

請書を知事に提出しなければならない。

前項の証票を亡失し、又はき損し若しくは記載事項に変更を生じた場合は別記第二号様式による再交付又は書換の申請書を、き損又は記載事項の変更の場合にあつては、その証票を添えて知事に提出しなければならない。

第七条から第十二条までを削り、第十三条を第四条とし、以下順次繰り上げる。

別記第一号様式から別記第二号様式の三までを削り、「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改め、別記第四号様式及び別記第五号様式を削り「別記第六号様式」を「別記第二号様式」に改め、別記第七号様式から別記第十九号様式の二までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第百六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により昭和三十一年三月二十日次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 岩美郡岩美町大字田後方谷地先
- 二 埋立の面積 日本海 二〇二・五平方米
- 三 埋立工事着手の期限
- 昭和三十一年三月二十日
- 四 埋立工事のしゅんこう期限

工事に着手の日から昭和三十一年三月三十一日まで

- 五 埋立の目的 野積場造成
- 六 埋立免許を受けた者 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百六十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (乙)四一八号 昭和三十一年 岡本工務店

おもな営業所の所在地 鳥取市川外大工町二八

申請者氏名 岡本 亀男

〃〃 四一九号 〃 松原建設

鳥取市三軒屋一〇

松原三重吉

〃〃 四二〇号 〃 鳥取瓦斯産業株式会社

〃 下味野

児島 恒吉

〃〃 四二二号 〃 田中組

田中 幸市

鳥取県告示第百六十六号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員補充に伴う、昭和三十一年度第一次募集の試験期日及び試験場を次のとおり決定したから自衛隊法施行令第百十七条の規定により告示する。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験日時及び試験場	鳥取県知事	遠	藤	茂
試験場	試験場の位置	試験	日	時
米子試験場	米子市兩三柳	米子駐とん部隊	昭和三十一年四月二十五日	午前八時三十分から
鳥取試験場	鳥取市東町	鳥取北中学校	昭和三十一年四月二十八日	〃
			二十九日	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年四月十三日まで

三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
佐治村婦人連絡協議会	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	昭和三一、四、一七

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和三十一年四月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高藏

一日時 昭和三十一年四月三十日 午前十一時

場所 鳥取県教育委員会 会議室

議題 県立学校人事について

公 告

昭和三十一年度鳥取県立山陰酪農講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年度鳥取県立山陰酪農講習所講習生募集要項

- 一 講習期間
約一箇年（昭和三十一年五月十五日より昭和三十一年三月三十一日まで）
- 二 募集人員
約十五名
- 三 講習科目
乳牛、畜産汝論、酪農経営、乳牛飼養、乳牛の飼料、牛乳及び乳製品、家畜生理衛生、改良蕃殖、獣医学大意、畜力利用、畜産法規、農業経営、土壤肥料、普通作物、農機具等の課目及び実習を課する外家畜人工授

精講習及び試験が行われ合格した者は家畜人工授精師の免許資格が与えられる。

四 応募資格

新制高等学校の農業に関する学校を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者及び新制中学卒業後一年以上種畜場農業試験場等の講習課程を経た者で身体強健、志操堅実で、酪農に熱意を有する者

五 応募手続

志願者は (一)入所願(別記様式)に (二)履歴書 (三)戸籍抄本 (四)最終卒業学校長又は市町村長の推薦書 (五)卒業証明書 (六)最終学年成績証明書 (七)身体検査書(健康であることを証する医師発行のもの)を添えて鳥取県畜産課に提出すること。但し鳥根県在住の者は鳥根県を経由すること。

六 願書受付期限

告示の日から昭和三十一年五月十日で

七 受験通知

願書を提出した者には選考日まで受験票を交付する。

八 選考期日、方法及び場所

1 期日 昭和三十一年五月十一日午前十時から午後四時まで

2 方法 一般常識に関する筆記及び口答試問

3 場所 米子市東町 酪農会館

九 合格発表

昭和三十一年五月十一日 本人あて通知する。

十 入所期日

昭和三十一年五月十五日

十一 経 費

1 受講料は徴集しない。

2 講習生は全員寄宿舎に收容する。

3 毎月若干の手当を予算の範囲内で支給する。

十二 その他

入所についての詳細は入所許可を受けた者に別途通知する。

別記様式

入 所 願

このたび貴所講習生として入所したいので関係書類を添えてお願いします。

昭和三十一年五月 日

住 所

氏 名(ふりがなをつける)

鳥取県立山陰酪農講習所長殿

争議行為の通知の公表について

日ノ丸自動車労働組合執行委員長関本誠治より昭和三十一年四月二十日付をもつて左記第一項のことにつき争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

昭和三十一年四月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 事件 賃金増額の要求について

二 日 時 昭和三十一年五月一日零時以降本件解決に

至るまでの期間

三 場 所 鳥取県下及び島根、岡山、兵庫、大阪の各

府県における会社の全路線

四 概 要 日ノ丸自動車労働組合員の所属する各職場

において一斉に、部分的に、また連続的に

あるいは断続的に自動車輸送並びに軌動車

の停止を始め、あらゆる種類の争議行為を

実施する。